

事務連絡

1. 建設業退職金共済組合証紙購入の証明書の確認の改正について

(現 行)

土木工事 請負金額の1,000分の3.5相当額
建築工事 請負金額の1,000分の2.5相当額

(改正後)

請負金額 \ 工事種別	土木	建築	設備
一千万円未満	3.9/1000	3.5/1000	2.5/1000
一千万円以上～五千万円未満	3.5/1000	3.0/1000	1.9/1000
五千万円以上～一億円未満	3.1/1000	2.5/1000	1.6/1000
一億円以上～五億円未満	2.3/1000	2.1/1000	1.2/1000
五億円以上	1.8/1000	1.8/1000	1.1/1000

(注) 請負金額とは、請負契約金額（消費税相当額を含む。）をいう。

(実施時期)

- ・平成13年7月1日以降契約の工事から適用する。

(参 考)

区別	工事業種
土木工事等	下段の業種以外の工事
建築工事等	建築・塗装
設備工事	電気・管・消防施設等

※ 請負金額が100万円以上の工事には、指名競争入札、随意契約を問わず建設業退職金共済制度を必要とする。
請負業者が証紙を購入し、掛金収納書の提出を確認した後に契約を締結する。